

27宗税第599号
平成27年10月28日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小田 英俊 様

宗像市長 谷井 博美
(経営企画部 税務課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成27年10月19日付27宗監第133号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（税務課）

定期監査実施日：平成26年10月21日

監査対象年度：平成25年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）市民税・県民税更正（決定）決議書について 課長の決裁印がないものがあるので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>（2）市県民税の減免に関する事蹟について 条例に規定された申請期限を渡過しているにもかかわらず、申請を認めて減免しているものがあるので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>（3）平成25年度固定資産税・都市計画税減免申請書について 鉛筆で線を引き、記載内容を削除しているものがあるので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>（4）平成25年度軽自動車税減免申請書について 社会福祉法人から提出された申請書に第一種社会福祉法人の認定番号の記載がないもの、減免対象車両の情報の記載がないものがあるが、そのまま受領しているので、書類受領時の確認を徹底されたい。</p>	<p>（1）市民税・県民税更正（決定）決議書について 決裁の際は所属長から決裁文書が各担当者に戻って来た時にも決裁印の押印漏れがないか、担当者でも確認するようにしています。</p> <p>（2）市県民税の減免に関する事蹟について 減免の申請期限については、条例改正により、納期限までと変更となりましたが、期限を渡過した申請を受理しないよう、窓口の案内を徹底しています。</p> <p>（3）平成25年度固定資産税・都市計画税減免申請書について 訂正の際は申請者の訂正印を押印させることで、申請者の訂正であることが分かるようにしています。また鉛筆書きはしないことを徹底しています。</p> <p>（4）平成25年度軽自動車税減免申請書について 減免対象車両の情報など、宗像市税条例に記載する旨定められている事項等について、受領時に記載の有無を点検し、不備があれば必ず記載するように書類受領時の確認を徹底しています。</p>

(5) 過誤納付(還付)決議書について

決議書に添付された市県民税還付先口座確認書の宗像市記入欄に処理の経過を記入していないものがあるので、事務処理を適正に行われたい。

(6) 入湯税の収入に関する事蹟について

入湯税納付申告書の記載内容に誤りがあるが、そのまま受領しているものがあるので、書類受領時の確認を徹底されたい。

(7) 契約に関する事蹟について

次の点について、事務処理を適正に行われたい。

ア 住民税データパンチ業務委託及び平成25年度市県民税納税通知書作成、封入・封緘業務委託において、着手届の着手年月日が履行期間の初日となっていない。

イ 住民税データパンチ業務委託において、完成届の受領日と決裁年月日が整合していない。

ウ 平成27年度の固定資産(土地)の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定業務委託に係る見積依頼起案文書において、1者見積りとする場合の根拠規定を記載していない。

(5) 過誤納付(還付)決議書について

口座確認書の宗像市記入欄に処理経過・特記事項を記載するようにし、事務処理に遺漏がないよう徹底しています。

(6) 入湯税の収入に関する事蹟について

申告書提出時、記載内容に誤りがある場合は、申告者に指摘し訂正をさせるよう徹底しています。

(7) 契約に関する事蹟について

ア 着手届の着手年月日と履行期間の初日は同日となるよう、各委託事務の受託者へ注意喚起をするとともに、提出された書類の記載に不備がないかの確認を徹底しています。

イ 委託契約の関係書類及び決裁文書の日付について、不整合となるものがないかの確認を徹底しています。

ウ 以後の契約について、1社からの見積もり徴取とする理由と根拠規定の記載を徹底しています。